一般名処方加算

当院では患者様への医薬品が、安定して供給されるように取り組んで参ります。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

医薬品に関しまして、特定の「商品名」を指定するのではなく、薬剤の有効成分の名称をもとにした一般名処方(加算)を行う場合があります。

一般名処方は有効成分、効能が同じお薬であれば、 患者様が自由にお薬を選んでいただけます。 そのため保険薬局にて、患者様ご自身の希望を確認 される場合があります。

この一般名処方のメリットは、安定供給だけでなく、 患者様が後発医薬品(ジェネリック)を選択でき、 経済的負担が軽くなります。 ご不明な点等ございま したら、医師、薬剤師までご相談ください。

令和6年6月1日より診療報酬改定にて点数が変更となります。

一般名処方加算1 7点 → 10点 (後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処 方されている場合)

一般名処方加算2 5点 → 8点 (後発医薬品が存在する先発品のうち1品目でも一般名処方された場合)